

# 宇治田原町



就学までの

# 子育て支援のしおり



宇治田原町子育て支援課

令和3年4月発行



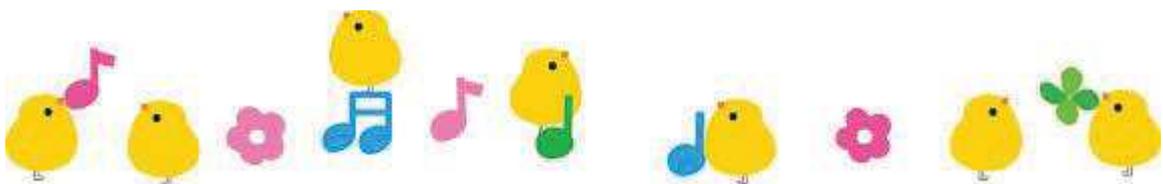


# もくじ



## ライフステージカレンダー

赤ちゃんが生まれるまで	1
赤ちゃんが生まれたら	7
乳幼児の健診・教室・予防接種	12
親子でおでかけ	20
子育てサポート	23
保育所・幼稚園等	28
ひとり親家庭への支援	37
障がいのある子どもへの支援	40
相談したいとき	44
子どもの事故・病気	47
働くママ・パパを応援	49
その他の子育て情報	52
子育てのヒント	54



# ライフステージカレンダー

妊娠	出産	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳（入学）
<p><b>赤ちゃんが生まれるまで</b></p> <p>母子健康手帳の交付（P.1）</p> <p>妊産婦健康診査（P.1）</p> <p>妊婦相談支援（P.1）</p> <p>地域子育て支援センター事業（P.2） →</p> <p>入院助産制度（P.2）</p> <p>産前・産後休暇、育児休業制度（P.2）</p> <p>不妊治療等助成制度（P.3）</p> <p>妊娠出産・不妊ほっとコール（P.3）</p> <p>特定不妊治療費助成制度（P.4）</p> <p>風しん予防接種費用の助成（P.4）</p> <p>産前産後期間の国民年金保険料免除（P.6）</p>							
<p><b>赤ちゃんが生まれたら</b></p> <p>出生届の提出（P.7）</p> <p>新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）（P.7）</p> <p>授乳育児相談支援（P.7）</p> <p>産後の子育て支援（P.7）</p> <p>児童手当（P.8） →</p> <p>出産育児一時金（P.8）</p> <p>育児用品購入費助成（P.9）</p> <p>子育て支援医療費（P.10） →</p> <p>未熟児養育医療の給付（P.11）</p>							
<p><b>乳幼児の健診・教室・予防接種</b></p> <p>乳幼児健康診査（P.12） →</p> <p>栄養相談（P.14）</p> <p>身体計測（P.14）</p> <p>乳幼児健康相談（P.14） →</p> <p>予防接種（P.14） →</p>							

妊娠	出産	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳(入学)
		親子でおでかけ					
		地域子育て支援センター (P.20)					→
		子育てサークル (P.21)					→
		町立図書館 (P.22)					→
		子育てサポート					
		一時保育 (P.23)					→
		病児・病後児保育 (P.24)					→
		子育て短期支援(ショートステイ) (P.25)					→
		宇治田原ファミリー・サポート・センター (P.26)					→
		保育所・幼稚園等					
		子ども・子育て支援新制度 (P.28)					→
		保育所(宇治田原町立保育所) (P.30)					→
					幼稚園 (P.35)		→
		認可外保育施設等 (P.36)					→
		ひとり親家庭への支援					
		児童扶養手当 (P.37)					→
		福祉医療(ひとり親家庭)制度 (P.38)					→
		ひとり親家庭への給付制度 (P.39)					→
		障がいのある子どもへの支援					
		手帳の交付 (P.40)					→
		特別児童扶養手当 (P.41)					→
		自立支援医療(育成医療) (P.42)					→
		障がい児通所支援(通所サービス) (P.42)					→
		福祉医療(重度心身障がい児)制度 (P.43)					→

妊娠	出産	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳(入学)
相談したい時		臨床心理士による子育て相談 (P.44)	→				
子育てサービス利用支援事業 (P.44)		→					
発達サポート親子教室「ちゃお」 (P.45)		→					
相談窓口一覧 (P.46)		→					
子どもの事故・病気		急な病気やけが (P.47)	→				
		休日応急診療 (P.48)	→				
働くママ・パパを応援		各種支援制度 (P.49)	→				
		子育て中の求職支援 (P.51)	→				
その他の子育て情報		宇治田原子育て応援アプリ『母子モ』 (P.52)	→				
		きょうと子育て応援パスポート (P.52)	→				
		きょうと子育てピアサポートセンター (P.53)	→				
		社協ボランティア「おもちゃの病院」 (P.53)	→				
		子育てのヒント					

# 赤ちゃんが生まれるまで

## ●母子健康手帳の交付

子育て支援課（はぐ♡くむセンター内）で母子健康手帳を交付します。  
医療機関などで発行された妊娠届出書をご持参ください。

母子健康手帳は妊婦さんの健康管理やお子さんの成長・発達・予防接種の記録として大切なものです。妊娠がわかったら、できるだけ早く妊娠の届けを行ってください。



【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ●妊産婦健康診査

妊娠中から産後の疾病や異常の発見、また、その発生の予防のために、妊産婦健康診査を定期的に受診しましょう。母子健康手帳の交付時に、14 回分の妊婦健康診査受診券（多胎妊娠の場合は 20 回分）と 2 回分の産婦健康診査受診券をお渡しします。

- \* 委託医療機関以外で受診された場合は、健診費用の一部助成を行います。
- \* 妊娠中に転入された方も対象になります。



【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ●妊婦相談支援

健やかな妊娠・出産のために助産師や保健師等が訪問し、健康管理や栄養指導を行ったり、相談や不安の解消に応じます。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ●地域子育て支援センター事業

妊婦から就学までの親子が参加できる「広場」や子育て相談、子育て講座、パパの子育て応援事業などを実施し、子育て不安の解消に取り組んでいます。妊婦同士や、先輩ママとの交流にご活用ください。

■開設日時：月曜日～金曜日（祝日除く） 午前9時30分～午後4時

日程や内容は町広報紙でお知らせしています。

\*事業の詳細は、18ページに掲載しています。



【お問い合わせ】地域子育て支援センター  
Tel 88-6622 Fax 88-6646

## ●入院助産制度

妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合に、入院助産費用の一部を公費で負担する制度です。

■対象となる方

生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯等で、基準に該当する妊産婦

\*一部負担金がある場合や入院施設が限定されます。事前に申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】京都府山城北保健所  
Tel 21-2191 Fax 24-6215

## ●産前・産後休暇、育児休業制度

労働基準法第65条では、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）に使用者に請求した場合は休業が認められ、産後8週間は女性を就業させてはならないとしています。（ただし産後6週間を過ぎて、本人が希望し、医師も認めた場合は職場復帰できます。）

また、育児・介護休業法では、子どもが1歳に達するまでの間、育児休業が認められています。また、子どもが1歳6か月に達した時点で保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合、最長で子が2歳に達するまでの間、育児休業を延長することができます。

\*働くママのための制度については、49ページに掲載しています。



【お問い合わせ】子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ●不妊治療等助成制度

不妊治療を受けておられる方の経済的な負担を軽減するため、医療費の一部を助成しています。診療日の翌日から1年以内に申請してください。

### ■対象となる方

- ・宇治田原町に住所を有する夫婦
- ・各種健康保険に加入している方
- ・生活保護による扶助を受けていない世帯の方

対象医療	対象となる医療費	助成額
一般不妊治療	①医療保険適用の不妊治療 ②医療保険適用外の人工授精	医療費の自己負担額の2分の1 ※上限は、1年度で6万円（人工授精を含む治療の場合は10万円）
不育治療等	医療保険適用の不育症の原因特定検査および不育症の治療	医療費の自己負担額の2分の1 ※上限は、1回の妊娠当たり10万円

\*申請に必要な書類等は子育て支援課へお問い合わせください。

\*提出書類は町ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>)

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ●妊娠出産・不妊ほっとコール

京都府では、不妊や不育、妊娠・出産、子育てに関する悩みや不安に corres 応するため、専任の相談員（助産師）による無料電話相談を実施しています。



【お問い合わせ】 きょうと子育てピアサポートセンター  
(京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室)

◆相談専用電話番号 075-692-3449

開設時間/月～金曜日 午前9時15分～午後1時15分、午後2時～4時  
(祝日・年末年始除く)

## ● 特定不妊治療費助成制度

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、保険適用がされず、1回の治療費が高額であることから、これらの治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。

### ■ 対象となる方

指定医療機関（府外の医療機関も対象）で特定不妊治療を受けられた方で次に該当する方。

- ・ 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか、または極めて少ないと医師に診断された夫婦

### ■ 対象となる治療

体外受精、顕微授精（卵子採取以前に中止した場合を除く）、男性不妊治療  
\* 助成額や申請手続きについての詳細はお問い合わせください。

\* 体外受精、顕微授精に対する助成制度については、京都府ホームページ「不妊に悩む方への助成事業等について」をご覧ください。

(<http://www.pref.kyoto.jp/kosodate/funin28.html>)

【お問い合わせ】 京都府山城北保健所綴喜分室

Tel 63-5734 Fax 62-6416

## ● 風しん予防接種費用の助成

免疫のない女性が妊娠中に風しんに感染すると、胎児に難聴や心疾患、白内障や緑内障などの障がい（先天性風しん症候群）が起こる可能性があります。

妊婦への感染を予防するため、抗体価の低い方に対して「MR（麻しん風しん混合ワクチン）」予防接種費用の一部を助成します。

### ■ 対象となる方

宇治田原町に住所を有する方で

- (1) 妊娠を希望する女性のうち抗体価の低い方
- (2) 抗体価が低い妊婦の同居者（配偶者等）のうち抗体価の低い方

\* 抗体価が低い方とは、抗体検査の結果でHI 価が1：16以下、あるいはEIA - IgG 価が8.0未満、もしくは風しんの予防接種歴がなく風しんにかかったことのない方をいいます。

\* 風しん抗体検査は無料で受けることができます。お問い合わせは京都府山城北保健所（電話：21-2911）まで。

#### ■助成内容

- 助成回数 1 回のみ
- 助成額 接種費用の 2/3（生活保護世帯、住民税非課税世帯は全額助成）
- 助成方法  
償還払いの形式で、接種費用の一部助成をします。医療機関でお支払いの領収書等をご持参のうえ、子育て支援課で申請してください。

#### ■申請に必要なもの

- 領収書（接種日、被接種者氏名、医療機関名、予防接種ワクチン名、金額の記載があるものに限る）
- 印鑑
- 通帳など振込先の口座番号がわかるもの
- 風しん抗体検査の結果、もしくは母子健康手帳等の予防接種歴が記録されているもの
- 母子健康手帳 ※妊婦の同居者のみ
- 住所が確認できるもの ※妊婦の同居者のみ

#### ■申請期限

当該年度の 3 月 31 日（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの接種分）

#### ■その他

- 風しん予防接種前 1 か月および接種後 2 か月間は避妊をしてください。
- 風しんの情報についての詳細は、厚生労働省ホームページ「風しんについて」をご覧ください。
- 任意の予防接種です。接種による健康被害については、医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副反応作用被害救済制度による補償となります。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231



## ●産前産後期間の国民年金保険料免除

出産前、出産後の一定期間、届け出により国民年金の保険料が免除されます。

### ■免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

\*出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

（死産、流産、早産された方を含みます。）

### ■対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

### ■届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

### ■届出に必要な物

出産前に届書の提出をする場合：母子健康手帳など

出産後に届書の提出をする場合：出産日は市区町村で確認できるため原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

【お問い合わせ】 健康対策課

Tel 88-6610 Fax 88-3231



## 赤ちゃんが生まれたら

### ● 出生届の提出

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に、本籍地、住所地、出生地のいずれかの市町村役場へ届出してください。出生証明書（出生届）、母子健康手帳、印鑑が必要です。



【お問い合わせ】 税住民課  
Tel 88-6634 Fax 88-3231

### ● 新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）

保健師や助産師が、お子さんが生まれた全てのご家庭を訪問して、赤ちゃんの発育・栄養・病気の予防や、お母さんの健康状態について、相談やアドバイスをを行います。母子健康手帳についている「子育て家庭のための健康ガイド」の巻末にあるハガキまたはお電話で、子育て支援課までお早めにご連絡ください。また、対象者の方へご連絡いたします。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

### ● 授乳育児相談支援

助産師が、授乳のことから育児のことまで幅広く相談に応じます。月に2回、はぐくむセンターで相談日を開設しています。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

### ● 産後の子育て支援

保育士や子育て支援員が、産後の幅広い相談に応じます。子育ての悩みだけでなく、「ちょっと話を聴いてほしい」等も大歓迎です。

【お問い合わせ】 地域子育て支援センター  
Tel 88-6622 Fax 88-6646

## ★手当や医療費の給付

### ●児童手当

子どもの健やかな育ちのための手当として、中学校修了前（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。

#### ■支給額

児童の年齢	児童手当の額（一人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円
所得制限を超える場合（特例給付） 0歳～中学生	一律 5,000 円

\*「第3子以降」とは高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

\*児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として一律 5,000 円を支給します。

#### ■支給月

6月・10月・2月（前月分までの4か月分をまとめて支給します。）

#### ■申請に必要なもの

請求者の印鑑、健康保険証の写し（運転免許証やパスポートの写しは不可）、通帳など振込先の口座番号がわかるもの、個人番号（マイナンバー）のわかるもの。

\*その他の書類が必要な場合があります。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

### ●出産育児一時金

分娩者が加入している健康保険（会社等の健康保険や市町村の国民健康保険等）から、出産育児一時金が支給されます。直接ご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

#### 【国民健康保険に加入の場合】

■対象となる方 出産の日に国民健康保険の被保険者である方（妊娠12週85日以降であれば流産・死産の場合も対象となります。）

■支給額 42万円（産科医療保障制度に未加入の分娩機関において出産した場合は40万4千円）

■申請に必要なもの 健康保険証、印鑑、出産費用の明細書、個人番号（マイ

ナンバー)のわかるもの

\*原則、医療機関等へ直接支払う仕組み(直接支払制度)となるため、申請は不要ですが、出産費用が出産育児一時金支給額を下回った場合は、その差額を支給しますので申請してください。

(流産・死産の場合には、医師の証明書又は死胎火葬許可証が必要です。)

\*他の健康保険等で出産育児一時金に相当するものが支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。



【お問い合わせ】 健康対策課  
Tel 88-6610 Fax 88-3231

## ● 育児用品購入費助成

満1歳未満の乳児に係る育児用品購入費用の一部を助成します。

支給対象者	町内に住所を有する満1歳未満の乳児の保護者
助成内容・金額	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内の商店等での購入分に対し、20,000円を上限として助成金を支給します。なお、助成上限20,000円のうち、町外の商店等での購入分も10,000円までは助成対象となります。</li><li>・乳児1人につき20,000円まで(※申請は1人1回のみ)</li><li>・購入費用が20,000円に満たない場合はその金額</li></ul>
対象の育児用品	<ul style="list-style-type: none"><li>・おむつ関連用品…紙おむつ、布おむつ、おむつライナー、おしり拭き等</li><li>・授乳関連用品…粉ミルク、哺乳瓶、消毒グッズ、搾乳器、母乳パッド等</li><li>・その他の育児用品…おんぶひも、抱っこひも、離乳食・離乳食食器、衣類等</li></ul>
助成・申請期限	<ul style="list-style-type: none"><li>・出生の場合は、満1歳の誕生日の前日までの購入分が対象で、誕生日の前日が申請期限(※)。</li><li>・転入日から3か月以内に満1歳に達する場合は、転入日から3か月後に達する日までの購入分が対象で、転入日から3か月後の日が申請期限(※)。 ※申請期限が土・日・祝日にあたる時は、休み明けの平日が期限となります。</li><li>・満1歳の誕生日の前日以前に他市町村へ転出される場合は、転出日までの購入分が対象で、転出日が申請期限。</li></ul>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・宇治田原町育児用品購入費助成金支給申請書兼請求書 ※申請書は、町ホームページからもダウンロードしていただけます。 (<a href="http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/">http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/</a>)</li><li>・購入した育児用品の内容がわかる領収書又は購入を証する書類(原本)</li><li>・申請者名義の通帳など振込先の口座番号のわかるもの</li><li>・印鑑</li></ul>

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ●子育て支援医療費

お子さんが病院などで診療・治療を受けられる際、「子育て支援医療費受給者証」と健康保険証を窓口で提示すれば、保険診療分の自己負担額の内、1医療機関につき1か月あたり200円の負担で診療・治療を受けることができます。

### ■対象となる方

出生～15歳（中学校修了）までの乳幼児・児童及び生徒

\*生活保護世帯や、福祉医療費受給者証の交付を受けている場合は対象外。

### ■「子育て支援医療費受給者証」の交付

転入・出生などの届けをされる際に、対象となるお子さんの健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、健康対策課で申請してください。

### ■府外等で診療を受けたとき

京都府以外の医療機関で医療を受けた場合や、出生または転入の日から「受給者証」の交付申請までの間に医療を受けた場合は、一旦保険診療分の自己負担額をお支払い後、健康対策課で償還払いの手続きをしてください。

### ■償還払いの申請に必要なもの

- ・子育て支援医療費受給者証
- ・通帳など振込先の口座番号のわかるもの
- ・印鑑
- ・領収証（原本）

\*補装具や高額療養費の対象になる医療は、一旦保険者に療養費の申請をしていただき、その支払の証明を添付する必要があります。

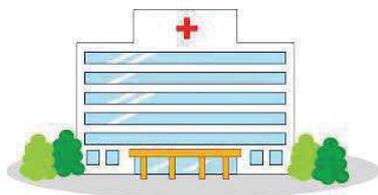
\*できるだけ同一医療機関の領収書は月ごとにまとめて申請してください。

\*申請書は町ホームページからダウンロードしていただけます。

(<http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>)

\*保険診療以外の費用（薬の容器代・健康審査料・診断書料など）や、交通事故等の第三者の行為によるものは対象となりません。

\*保育所・学校等の管理下における負傷で、災害共済給付金の対象となる場合は、子育て支援医療費の支給対象となりませんので、窓口で自己負担分を支払い、日本スポーツ振興センターから給付を受けてください。



【お問い合わせ】 健康対策課

Tel 88-6610 Fax 88-3231

## ●未熟児養育医療の給付

身体の発育が未熟なまま出生したお子さんが、指定養育医療機関へ入院した場合の入院医療費（保険適用分）について、公費負担します。所得に応じて費用の一部負担が必要です。

### ■対象となる方

次のいずれかの症状に該当し、医師が指定養育医療機関への入院養育を必要と認めた乳児（1歳未満）

(1) 出生時体重 2,000 グラム以下のもの

(2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

#### ア 一般状態

- ①運動不安、けいれんがある
- ②運動が異常に少ない

#### イ 体温

摂氏 34 度以下

#### ウ 呼吸器・循環器系

- ①強度のチアノーゼが持続する、またはチアノーゼ発作を繰り返す
- ②呼吸器が毎分 50 を超えて増加の傾向にある、または毎分 30 以下
- ③出血傾向が強い

#### エ 消化器系

- ①生後 24 時間以上排便がない
- ②生後 48 時間以上嘔吐が持続している
- ③血性吐物・血性便がある

#### オ 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸がある

### ■申請に必要なもの

- ・養育医療給付申請書
- ・養育医療意見書
- ・世帯調書
- ・健康保険証
- ・子育て支援医療に係る委任状
- ・その他 転入された方など、課税証明書（生計を一にする扶養義務者全員分）が必要な場合があります。

\*申請についての詳細は、健康対策課までお問い合わせください。



【お問い合わせ】 健康対策課  
Tel 88-6610 Fax 88-3231

## 乳幼児の健診・教室・予防接種

### ●乳幼児健康診査

お子様の健やかな発達のために各月齢ごとに健診を行っています。赤ちゃんの心身の健康状態を確認して、病気などを早期発見する大切な健診です。また、発育に応じた疑問や不安に対し、医師や保健師等からの確かなアドバイスをもらえる機会です。

対象月齢の方には事前に個別通知しています。問診票を個別通知に同封していますので、ご記入のうえ、健診時にお持ちください。

種別	内容	対象者	場所	持ち物
乳児健康診査	身体計測、一般診察 栄養指導、授乳育児指導 保健指導	3～5か月児	はぐ♡くむセンター	母子健康手帳 問診票等
乳児後期健康相談	身体計測、歯科指導 栄養指導、保健指導 *図書館より絵本の案内があります。	8～10か月児	はぐ♡くむセンター	母子健康手帳 問診票等
幼児健康診査	身体計測、歯科診察 一般診察、歯科指導 栄養指導 保健指導	1歳6～9か月児	はぐ♡くむセンター	母子健康手帳 問診票等
2歳児 歯科健診	身体計測（希望者） 歯科診察、歯科指導 フッ素塗布（希望者） 保健指導（希望者）	2歳4～8か月児	はぐ♡くむセンター	母子健康手帳 問診票等
3歳児 健康診査	尿検査、身体計測 屈折検査、歯科診察 一般診察、栄養指導 歯科指導、保健指導	3歳5～8か月児	はぐ♡くむセンター	母子健康手帳 問診票等 採尿容器 *採取した尿を入れてきてください。

## 令和3年度 乳幼児健康診査日程

乳児健康診査(対象：生後3～5か月)

令和3年 5月11日(火)	令和2年12月13日生～令和3年 2月11日生まで
令和3年 7月 9日(金)	令和3年 2月12日生～令和3年 4月 9日生まで
令和3年 9月10日(金)	令和3年 4月10日生～令和3年 6月10日生まで
令和3年11月12日(金)	令和3年 6月11日生～令和3年 8月12日生まで
令和4年 1月12日(水)	令和3年 8月13日生～令和3年10月12日生まで
令和4年 3月 8日(火)	令和3年10月13日生～令和3年12月 8日生まで

乳児後期健康相談(対象：生後8～10か月)

令和3年 4月28日(水)	令和2年 6月生～令和2年 7月生まで
令和3年 6月25日(金)	令和2年 8月生～令和2年 9月生まで
令和3年 8月27日(金)	令和2年10月生～令和2年11月生まで
令和3年10月29日(金)	令和2年12月生～令和3年 1月生まで
令和3年12月10日(金)	令和3年 2月生～令和3年 3月生まで
令和4年 2月25日(金)	令和3年 4月生～令和3年 5月生まで

幼児健康診査(対象：1歳6～9か月)

令和3年 5月21日(金)	令和元年 8月生～令和元年10月生まで
令和3年 8月10日(火)	令和元年11月生～令和2年 1月生まで
令和3年11月19日(金)	令和2年 2月生～令和2年 4月生まで
令和4年 2月18日(金)	令和2年 5月生～令和2年 7月生まで

2歳児歯科健診(対象：2歳4～8か月)

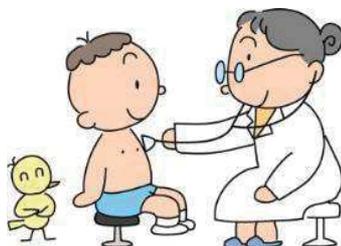
令和3年 4月16日(金)	平成30年 8月生～平成30年11月生まで
令和3年 8月20日(金)	平成30年12月生～平成31年 3月生まで
令和3年12月17日(金)	平成31年 4月生～令和元年 7月生まで

3歳児健康診査(対象：3歳5～8か月)

令和3年 4月21日(水)	平成29年 8月生～平成29年10月生まで
令和3年 7月14日(水)	平成29年11月生～平成30年 1月生まで
令和3年10月19日(火)	平成30年 2月生～平成30年 4月生まで
令和4年 1月21日(金)	平成30年 5月生～平成30年 7月生まで

\*受付は午後0時50分～1時30分です。内容により1時間半～2時間程度かかります。

\*乳児後期健康相談のみ受付は午前9時20分～9時50分です。



【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ● 栄養相談

管理栄養士・栄養士による栄養相談です。妊産婦さんの食事・離乳食・幼児食等の相談では、調理実習による大人の食事からの取り分け方や離乳食の進め方などお伝えします。日程は、町広報紙やチラシでお知らせしていますので、事前にご予約ください。電話でのご相談もお受けいたします。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ● 身体計測

お子さんの身長・体重の伸びを確認できるよう、身体計測を実施しています。定期的に計測することで、子どもの健やかな発育を確認することができます。

保護者の希望に応じて随時対応いたしますので、ご希望の方はお問い合わせください。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ● 乳幼児健康相談

母乳の量が足りているか心配、離乳食が進まない、発達が気になるなど、保健師・管理栄養士にご相談ください。保護者の希望に応じて随時対応いたしますので、ご相談のある方はお問い合わせください。



【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ● 予防接種

赤ちゃんは、お母さんから病気に対する抵抗力（免疫）をもらって生まれてきますが、徐々に失われていきます。このため、生まれてから一定期間を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫をつくり病気を予防することが大切です。赤ちゃんに免疫をつけて病気を防ぐために、「予防接種」を受けましょう。

■接種方法 BCG以外は医療機関での個別接種となります。事前に診療時間内に連絡し、日時を予約してください。町外の医療機関での接種を希望される方は接種前に子育て支援課までご連絡ください。



■費用 無料（ただし接種回数間違い等で任意接種となった場合の費用は実費です。）

予防接種名	対象年齢	望ましい期間	回数	注意事項
BCG	1歳に至るまで	生後5か月に達した時から8か月に達するまで	1回	はぐくむセンターで集団接種をしています。 令和3年度実施日 4月13日(火)、6月8日(火)、 8月25日(水)、10月13日(水)、 12月8日(水) 令和4年2月8日(火) ※BCG接種は、接種日ごとの案内はしていません。
ロタウイルス	ロタリックス： 生後6週から24週まで	1回目の接種は、生後2か月から生後14週6日まで	2回	27日以上の間隔をおいて接種。
	ロタテック： 生後6週から32週まで		3回	
4種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	1期初回：生後3か月から7歳6か月に至るまで	生後3か月に達した時から1歳に達するまで	3回	1期初回は20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回接種。
	1期追加：生後3か月から7歳6か月に至るまで	1期初回終了後12か月から18か月までの間隔をおく	1回	1期初回接種終了後、6か月以上の間隔をおく。 <u>原則、3種混合、不活化ポリオ、生ポリオワクチンを接種していない方が対象。</u>

予防接種名	対象年齢	望ましい期間	回数	注意事項
不活化ポリオ	1期初回：生後3か月から7歳6か月に至るまで	生後3か月に達した時から1歳に達するまで	3回	1期初回は20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回接種。
	1期追加：生後3か月から7歳6か月に至るまで	1期初回終了後、12か月から18か月までの間隔をおく	1回	1期初回接種終了後、6か月以上の間隔をおく。 <u>原則、4種混合ワクチンを接種していない方が対象。</u>
2種混合（ジフテリア・破傷風）	2期：11歳以上13歳未満	11歳に達した時から12歳に達するまで	1回	*11歳の誕生日の月末に予診票を送付します。
麻疹・風しん混合（MR）	1期：1歳から2歳に至るまで		1回	*1歳の誕生日の月末に予診票を送付します。
	2期：小学校就学前の1年間		1回	*年長児になる4月中に予診票を送付します。
日本脳炎	1期初回：生後6か月から7歳6か月に至るまで	3歳に達した時から4歳に達するまで	2回	1期初回は6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回接種。1期追加は1期初回終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種。 *第1期の3回分は、3歳の誕生日の月末に予診票を送付します。 *今年度9歳になる方への予診票(第2期)の送付は、令和4年度になってからとなります。 *特例措置について ・平成7年4月2日生～平成19年4月1日生で20歳未満の方 ・平成19年4月2日生～平成21年10月1日生で1期3回分のうち1回でも不足のある9歳以上13歳未満の方 上記の方は不足分を無料で接種できます。予診票を交付いたしますので、母子手帳をご持参のうえ、子育て支援課までお越しください。 *今年度18歳になる方で、第2期分が不足している方には個別通知でご案内します。
	1期追加：生後6か月から7歳6か月に至るまで	4歳に達した時から5歳に達するまで	1回	
	2期：9歳以上13歳未満	9歳に達した時から10歳に達するまで	1回	

予防接種名	対象年齢	望ましい期間	回数	注意事項
水痘（水ぼうそう）	1歳から3歳に至るまで	1歳から1歳3か月に達するまで	1回	3か月以上、標準的には6か月から12か月までの間隔をおいて2回接種。 * 1歳の誕生日の月末に予診票を送付します。
		初回終了後、6か月から12か月までの間隔をおく	1回	※すでに水痘（水ぼうそう）にかかったことがある方は定期接種対象外です。任意接種としてすでに水痘（水ぼうそう）ワクチン接種を受けたことがある方はすでに接種した回数分の接種を受けたものとみなします。
B型肝炎	1歳に至るまで	生後2か月に至った時から9か月に至るまで	初回 2回	27日以上の間隔をおいて2回接種。
			追加 1回	第1回目の接種から139日以上の間隔をおく。
ヒブ （インフルエンザ菌b型）	生後2か月から7か月に至るまでに接種を開始した場合 <b>4回接種</b>	<p>初回：27日（医師が認めた場合は20日）以上の間隔をおいて3回。 *標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回。 *初回2回目及び3回目の接種は1歳に至るまでに行い、1歳を超えた場合は行わない。（追加接種は実施可能）</p> <p>追加：初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて1回。 *標準的には初回接種（3回目）終了後、7か月から13か月までの間隔をおいて1回。 *初回接種を終了せずに1歳を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおいて1回。</p>		

予防接種名	対象年齢	接種間隔
ヒブ (インフルエンザ菌 b 型)	生後7か月に至った日の翌日から1歳に至るまでに接種を開始した場合 <b>3回接種</b>	初回：27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおいて2回。 *標準的には27日から56日までの間隔をおいて2回。 *初回2回目の接種は1歳に至るまでに行い、1歳を超えた場合は行わない。（追加接種は実施可能） 追加：初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて1回。 *標準的には初回接種（2回目）終了後、7か月から13か月までの間隔をおいて1回。 *初回接種を終了せずに1歳を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおいて1回。
	1歳に至った日の翌日から5歳に至るまでに接種を開始した場合 <b>1回接種</b>	1回
小児用肺炎球菌	生後2か月から7か月に至るまでに接種を開始した場合 <b>4回接種</b>	初回：2歳に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回。 *標準的には1歳までに27日以上の間隔をおいて3回。 *初回2回目の接種は1歳に至るまでに行い、1歳を超えた場合は3回目の接種は行わない。（追加接種は実施可能） *初回3回目の接種は2歳に至るまでに行い、2歳を超えた場合は行わない。（追加接種は実施可能） 追加：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1歳に至った日以降において1回。 *標準的には初回接種（3回目）終了後、60日以上の間隔をおいて1歳から1歳3か月に至るまでに1回。
	生後7か月に至った日の翌日から1歳に至るまでに接種を開始した場合 <b>3回接種</b>	初回：2歳に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて2回。 *標準的には1歳までに27日以上の間隔をおいて2回。 *初回2回目の接種は2歳に至るまでに行い、2歳を超えた場合は行わない。（追加接種は実施可能） 追加：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて1歳に至った日以降において1回。

予防接種名	対象年齢	接種間隔
小児用肺炎球菌	1歳に至った日の翌日から2歳に至るまでに接種を開始した場合 <b>2回接種</b>	60日以上の間隔をおいて2回。
	2歳に至った日の翌日から5歳に至るまでに接種を開始した場合 <b>1回接種</b>	1回 
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子（標準的な接種期間：13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間）	サーバリックス 1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種からの5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおいて3回目を接種。 ※標準的には1か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種。
		ガーダシル 1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて3回目を接種。 ※標準的には2か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種。

\*子宮頸がん予防ワクチンの接種を希望される方は健康対策課までご連絡ください。



【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

【お問い合わせ】 健康対策課  
Tel 88-6610 Fax 88-3231

## 親子でおでかけ

### ●地域子育て支援センター

地域子育て支援センターでは、子育て不安の解消や親同士、親子の絆づくりなど地域全体で子育てするための子育て支援の拠点として、子育て広場や講習会の開催、子育て相談など、子育て支援に関する各種事業を実施しています。

#### ■対象となる方

子育て家庭の就学前の子どもとその保護者の方（これから子育てを始める方を含む）

#### ■利用時間

平日 午前 9 時 30 分～午後 4 時

#### ■事業内容

事業項目	事業内容
あそびの広場	午前 10 時～11 時 30 分 就学前の子どもとその保護者の方対象 親同士、子ども同士が交流しながら、親子遊びをします。
おでかけ広場	午前 10 時～11 時 30 分 妊婦～就学までの親子および子育て支援に関心のある方対象。 町内の公共施設に出向き、広場を開催しています。 地域の方々との交流もあります。
子育て家庭応援事業	午前 10 時～11 時 30 分 子育てに、母親だけでなく父親や祖父母世代、地域の方々も巻き込んで関わってもらい、子育て家庭を応援する事業です。 保護者が学んだりリフレッシュしたりするために「保育ルーム」を設けている講座もあります。
食育広場	就学までの親子対象 宇治田原町産の食材を使い、 子どもと一緒に調理し、食の大切さを学びます。 町栄養士や食生活改善推進員との交流もあります。 
子育て相談（予約制）	毎月 1 回 臨床心理士によるカウンセリング。 子育ての不安やイライラ、悩みの相談に応じます。

子育て講座	子育てのリフレッシュ講座や親子遊び、わらべうた遊びの講座などで楽しい子育ての方法を学びます。 専門家の様々な子育てプログラムにより、親同士交流し子育てについて学びます。
-------	---

【お問い合わせ】地域子育て支援センター  
Tel 88-6622 Fax 88-6646

## ●子育てサークル

子育て支援センターを拠点として、地域の親子がサークル活動をしています。どなたでも参加いただけますので、お気軽にお問い合わせください。

サークル名	内 容
震災ボランティア 「ママ'sアクション」	子育て中の親子や子育てに関心のある方が集まって玩具や雑貨作りを楽しみながら、被災地支援の活動をしています。 子育て支援センター事業とのコラボで「工作広場」「ママのリフレッシュ（運動遊び）」等の活動もしています。 毎月2回。
わらべうたサークル 「このゆびと～まれ！」	わらべうたを学び、広めようと保育所や子育て支援センター等で活動しています。 毎月1回。

【お問い合わせ】地域子育て支援センター  
Tel 88-6622 Fax 88-6646



## ●町立図書館

町立図書館では、親子で本と親しんでもらえるよう、「おはなし会」や「工作教室」、「特集展示」などのイベントや「こんにちは 赤ちゃん絵本」という事業を実施しています。内容や開催日は、町広報紙や図書館発行の「図書館だより」、町ホームページでお知らせしています。

■所在地 宇治田原町岩山沼尻 46-1 宇治田原町総合文化センター内

■開館時間 平日 午前 10 時から午後 6 時まで  
土・日・祝日 午前 10 時から午後 5 時まで

■休館日 毎週火曜日  
館内整理日（毎月最終木曜日。蔵書点検のある月、12 月などは変更あり）  
蔵書点検期間及び年末年始

■定例おはなし会 毎月 2 回実施  
第 2、第 4 土曜日  
午前 11 時～11 時 30 分



■特別おはなし会 年 2 回実施  
\*実施時期・時間は随時  
お知らせします。  
\*場所はいずれも「総合文化センター」です。

■こんにちは赤ちゃん絵本事業(ファーストブック)  
保健センターでの乳児後期健康相談時に実施  
乳幼児とその親にとっての心ふれ合うひとときとなるよう、読み聞かせと絵本のプレゼントを行っています。子どもと絵本を開く楽しさを体験してもらえたらと思います。



【お問い合わせ】 町立図書館  
Tel 88-5852 Fax 88-5333

# 子育てサポート

## ●一時保育

保護者の病気や急な用事、冠婚葬祭、子育てをちょっと一休みしたい時など、一時的に保育所でお子さんをお預かりします。

- 対象児童
  - ・宇治田原町に住所を有する生後90日から就学前の児童
  - ・保護者が出産、看護又は介護等の理由により、宇治田原町内に一時的に居住している児童（里帰り利用）

### ■利用できる方

- ・保護者等の就労により、平均週3日を限度として、継続的に家庭での児童の保育が困難となる方
- ・保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に家庭での児童の保育が困難となる方（1か月14日以内）
- ・保護者の育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため、一時的に保育を必要とする方（1か月14日以内）

- 保育時間
  - 平日 午前8時から午後5時30分までの内8時間
  - 土曜日 午前8時から午前11時45分

- 利用料
  - 3歳未満児 2,000円（里帰り利用 2,800円）
  - （1日） 3歳以上児 1,800円（里帰り利用 2,600円）
  - ＊給食代として別途300円が必要です。
  - ＊生活保護世帯に属する方、火災、地震、風水害等の災害により利用料の納入が困難である方は、利用料が免除されます。

### ■申込方法

- ・利用希望日の5日前までに、町立保育所に申請してください。
- ・安全にお預かりするため、お子さんの様子について聞き取りをします。



【お問い合わせ】 町立保育所  
Tel 88-6611 Fax 88-3104

## ●病児・病後児保育

お子さんの体調がすぐれないけれど、仕事や用事のため看病できない時など、宇治徳洲会病院の病児等保育室「ひまわりルーム」をご利用いただけます。

### ■対象児童

- ・宇治田原町に住所を有する生後2か月から小学6年生までの児童
  - ・病気・けがなどで、通常の保育が難しい児童
  - ・保護者の勤務等により家庭での保育ができない児童
- \*水ぼうそう、おたふくかぜ、インフルエンザなどのお子さんも対象ですが、隔離室の空き状況により、ご利用いただけない場合があります。
- \*診察の結果、疾患や病態によっては、ご利用いただけない場合があります。

■利用時間 月曜日～金曜日 午前7時～午後7時  
土曜日 午前7時～午後6時

■休日 日曜・祝休日・年末年始

■委託施設 宇治徳洲会病院ひまわりルーム（宇治市槇島町石橋 145）  
Tel0774-25-5227

■利用料金 1日あたり(10時間まで)2,000円 + 昼食・おやつ代300円  
※所得税非課税世帯は1,000円、生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は利用料免除となります。領収書を持って、保健センターの窓口で償還手続きを行ってください。後日、返金いたします。

※利用が10時間を超える場合、別途1時間当たり200円が必要となります。

※薬剤費、処置等の料金は別途必要です。

■利用方法 ひまわりルームに予約の電話を入れてください。利用には、『**医師連絡票**』の提出が必要です。詳しくは、宇治徳洲会病院ホームページまたはひまわりルームへお問い合わせください。

\*すでに満室の場合はキャンセル待ちとなります。

- ・利用前日の予約：予約受付時間：午後4時～午後7時
- ・ホームページ：<http://www.ujitoku.or.jp/part/himawari-room>

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ●子育て短期支援（ショートステイ）

保護者が入院や出張、育児疲れなどの理由で、家庭でのお子さんの養育が一時的に困難になったとき、町が契約する乳児院・児童養護施設で一定期間お子さんをお預かりします。

■対象児童 宇治田原町に住所を有する0歳から小学校卒業までの児童

### ■利用できる方

次の事由で一時的に家庭において児童の養育が困難となる方

- ・保護者の疾病、育児疲れ、育児不安等
- ・出産、看護、事故、災害、失踪等
- ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等

■利用期間 原則7日以内（1泊2日～6泊7日）

■委託施設 京都大和の家 精華町大字南稲八妻小字笛竹 37 番地  
電話：0774-98-3840

### ■利用料（一日当たり）

利用期間に応じた額を直接施設へお支払いください。

区 分	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税 非課税世帯等	1,100円	1,100円
その他の世帯	5,400円	2,800円

### ■利用方法

- ・ご利用開始の1週間前までに、子育て支援課に申請してください。  
(緊急の場合は要相談)
- ・児童が病気の場合や、施設の状況などにより、利用できない場合があります。
- ・持ち物は、利用決定時にお渡しする「持ち物リスト」を確認してください。
- ・利用の際は、保護者が送迎してください。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ●宇治田原町ファミリー・サポート・センター

宇治田原町ファミリー・サポート・センターは、「子育てを手伝ってほしい方（おねがいたい）」、「子育ての手助けができる方（まかせてたい）」がそれぞれ会員として登録し、冠婚葬祭のときに子どもを一時的に預けたり、保育所などへの送迎を頼んだりする、いざというときに安心して利用できる、住民同士の連携による子育て支援のシステムです。

■対象児童 宇治田原町に住所を有するおおむね10歳までの児童

### ■会員登録

『おねがいたい』…子育ての援助を受けたい方

『まかせてたい』…子育ての援助ができる方

・宇治田原町在住で、18歳以上でおおむね65歳までの方。

・所定の講習会受講が必要です。（無料）

\*入会金、会費は必要ありません。

\*万一の事故に備え、センターで補償保険に加入しています

\*両方の会員に登録することもできます。

### ■援助内容

①保育所や幼稚園の保育開始時間まで、または保育終了後子どもを預かります。

②保育所や幼稚園まで子どもの送り迎えを行います。

③学童保育の終了後や学校の放課後に子どもを預かります。

④保護者の通院や買い物、冠婚葬祭、学校行事の際に子どもを預かります。

⑤産前産後や保護者が傷病の際、育児補助や家事援助を出張で行います。

### ■利用料

活動日	活動時間	1時間あたり
平日	午前7時～午後8時	700円
	上記以外の時間	800円
土・日・祝日・年始年末(12/29～1/3)		800円

\*最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とします。

\*1時間を超えた場合は、30分以下は上記の半額とし、30分を超えて1時間までは1時間とみなします。

\*同一の「まかせてたい」に兄弟姉妹を預ける場合は、2人目からは上記の半額となります。

\*取り消し料の基準

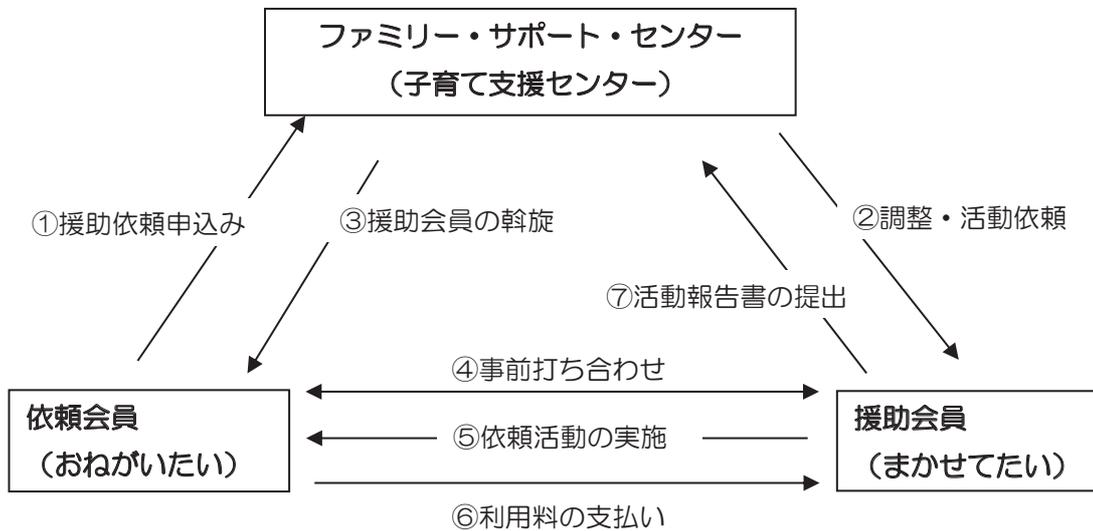
1. 前日までの取り消し・・・・・・・・無料

2. 当日の取り消し・・・・・・・・1時間分の報酬額

### 3. 無断取り消し・・・・・・・・・・依頼した時間の全額

#### ■利用方法

- ①「おねがいたい」（依頼会員）はファミリー・サポート・センターに援助を依頼する。（申し込み）
- ②ファミリー・サポート・センターが調整し、「まかせてたい」に依頼する。
- ③ファミリー・サポート・センターが「おねがいたい」に「まかせてたい」を斡旋する。
- ④「おねがいたい」と「まかせてたい」で事前に打合せを行う。
- ⑤「まかせてたい」が依頼活動を実施。
- ⑥「おねがいたい」が「まかせてたい」に利用料を支払う。
- ⑦「まかせてたい」がファミリー・サポート・センターに「相互援助活動報告書」を提出する。



【お問い合わせ】 地域子育て支援センター  
Tel 88-6622 Fax 88-6646



## 保育所・幼稚園等

### ● 子ども・子育て支援新制度

すべての子どもたちが、笑顔で成長し、全ての家庭が安心して子育てできるよう平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

また、教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用給付費が支給されます。

### ■ 認定制度の導入

新制度では、小学校入学前のお子さんが、幼稚園や保育所、認定こども園などの施設を利用する場合には、支給認定の手続きが必要となります。

保護者からの請求に基づき、お子さんの年齢や保護者の就労状況、家庭状況から、町が保育の必要性を判断して、認定証を発行します。

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労者や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税者であるもの	

\*現在、宇治田原町には認定こども園及び地域型保育の実施はありません。

\*町外の認定こども園の利用をご希望の場合は、直接各園にお問い合わせください。



## ■ 認定基準

保育の必要性の認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）を受ける子どもについては、以下の基準で認定します。

### 【保育が必要な事由】

①就労	月64時間以上仕事をする事が常態である (目安：1日4時間以上かつ週4日以上)
②妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと（出産予定日の前8週（多胎妊娠の場合は産前14週）、産後8週の属する月の初日から月末まで）
③疾病・障がい	保護者が疾病若しくは負傷、または精神もしくは身体に障がいを有していること
④介護等	同居の親族（長期入院等している親族を含む）を常時介護・看護していること
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること
⑥求職活動	求職活動又は起業の準備を行っていること (3か月を限度とする)
⑦就学	月64時間以上の就学していること（職業訓練学校などにおける職業訓練含む）
⑧虐待やDVのおそれ	児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力により保育が困難と認められること
⑨育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童があり、継続利用が必要であること
⑩その他	上記に類するものとして本町が認める場合

### 【保育の必要量】

保育標準時間認定	主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 1日最大11時間の中で必要となる保育時間を利用 (就労時間がおおむね120時間/月以上)
保育短時間認定	主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 1日最大8時間の中で必要となる保育時間を利用 (就労の下限時間 64時間/月以上)



## 【保育の必要な事由と保育の必要量】

保育の必要量は、保育の必要な事由により下記のとおりとなります。

保育の必要な事由	保育の必要量	
	保育標準時間	保育短時間
①就労	就労時間による	
②妊娠・出産	○	—
③疾病・障がい	状況による	
④介護等	状況による	
⑤災害復旧	○	—
⑥求職活動	—	○
⑦就学	就学時間による	
⑧虐待やDV	○	—
⑨育児休業	—	○



### ■ 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化により保育所を利用して  
いる3歳児から5歳児および0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の子ども  
の保育料の利用料が無料となりました。ただし、延長保育料や教材費、保護者  
会費、災害共済掛金などは無償化の対象外ですので、従来どおりのお支払いが  
必要となります。

## ● 保育所（宇治田原町立保育所）

保育所は、児童福祉法により、保護者の労働や病気等の事由により、日中の  
保育を必要とする乳幼児を保護者に代わって保育する施設です。町内の保育所  
は、町立保育所（公立）1か所です。

入所申し込みは、例年11月頃に次年度分を受け付けます。（詳しくは町広報  
紙でお知らせします。）定員に空きがあれば、随時入所できます。

### ■ 対象児童

宇治田原町に住所を有し、4月1日現在、満3か月以上満5歳以下の児童

### ■ 入所の要件

保育所に入所するためには、保護者のいずれもが、認定基準の保育が必要  
な事由のいずれかに該当し、2号認定（満3歳以上）もしくは3号認定（満  
3歳未満）の支給認定を受ける必要があります。（28ページ参照）

## ■ 休所日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 1月2日、3日及び12月29日から31日

## ■ 保育時間

支給認定を受けた保育の必要量により、保育時間が変わります。

(28～30ページ参照)

- ① 保育標準時間…フルタイム勤務を想定した利用時間で最長11時間の保育
- ② 保育短時間…パートタイム勤務を想定した利用時間で最長8時間の保育

### 月曜日～金曜日

保育標準時間の保育時間

7:00	7:30	18:30	19:00
延長保育	通常保育	延長保育	

保育短時間の保育時間

7:00	7:30	8:00	16:00	18:30	19:00
延長保育	時間外保育	通常保育	時間外保育	延長保育	

### 土曜日

保育標準時間の保育時間

7:00	7:30	11:45	18:30	19:00
延長保育	通常保育	時間外保育	延長保育	

保育短時間の保育時間

7:00	7:30	8:00	11:45	18:30	19:00
延長保育	時間外保育	通常保育	時間外保育	延長保育	

\*延長保育については別途料金が必要となります。

- ・ 月単位 (朝) 1,000円 (夕) 1,000円 (朝・夕) 2,000円
- ・ 日単位 (朝) 100円 (夕) 100円 (朝・夕) 200円



## ■利用者負担（保育料）

「保育認定（3号認定）保育料徴収金基準額表 <参考：令和3年度分>」

階層区分			3号認定利用者負担(3歳未満)	
			保育標準時間	保育短時間
①	生活保護世帯		0円	0円
②	市町村民税非課税世帯		0円	0円
③	48,600円未満	ひとり親世帯等	6,100円	6,000円
		その他の世帯	13,600円	13,500円
④	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,300円	6,300円
		その他の世帯	21,000円	20,700円
	77,101円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等	18,900円	18,600円
		その他の世帯	21,000円	20,700円
⑤	169,000円未満	ひとり親世帯等	27,900円	27,600円
		その他の世帯	31,100円	30,700円
⑥	301,000円未満	ひとり親世帯等	38,400円	37,800円
		その他の世帯	42,700円	42,000円
⑦	397,000円未満	ひとり親世帯等	50,400円	49,500円
		その他の世帯	56,000円	55,100円
⑧	397,000円以上	ひとり親世帯等	65,500円	64,400円
		その他の世帯	72,800円	71,600円

- ・保育料の階層区分は市町村民税所得割額で判定します。
- ・父母の市町村民税所得割額を合算して保育料の階層区分を決定します。
- ・4月分から8月分までの保育料は前年度の市町村民税額により決定し、9月分から3月分までの保育料は当該年度の市町村民税額により決定します。
- ・市町村民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金特別税額控除、寄附金控除等）は適用されません。
- ・保育料については、100円未満が切捨てとなります。
- ・父母の収入や扶養の状況により、同居の祖父母等の市町村民税所得割額も合算して決定する場合があります。
- ・保育料は「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」で区分して設定しています。
- ・ひとり親世帯等や多子世帯については、保育料を軽減する制度があります。
- ・婚姻歴のないひとり親も寡婦（夫）控除の対象とみなし、保育料を算定します。適用を受けるためには届出が必要となります。詳しくは、宇治田原町立保育所までお問い合わせください。

## ■保育料の軽減（3号認定）

ひとり親世帯や多子世帯等について、国・府制度のほか町独自の制度により保育料が軽減されます。

### ひとり親世帯、障がいのある方がいる世帯等に対する保育料の軽減

ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等に対する保育料の軽減は、次のとおりです。

- (1) 次の①～③に該当する世帯のうち、市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯（第3階層～第4階層の一部）については、第1子の保育料は「保育認定（3号認定）保育料徴収金基準額表」の「ひとり親世帯等」の保育料額が適用され、第2子以降の保育料は無料となります。 国制度

#### ①ひとり親世帯

#### ②次に該当する在宅障がい児(者)のいる世帯

- 身体障害者手帳の交付を受けた者
- 療育手帳の交付を受けた者
- 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

#### ③その他

保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

- (2) 上記の(1)に該当する世帯で市町村民税所得割課税額 77,101 円以上の世帯（第4階層の一部～第8階層）については、町独自制度として保育料を軽減し、「保育認定（3号認定）保育料徴収金基準額表」の「ひとり親世帯等」の保育料額が適用されます。ただし、②のうち「身体障害者手帳の交付を受けた者」については、その障がいの程度が1級又は2級に該当する場合に限ります。 町独自制度

## ■多子世帯に対する保育料の軽減

次の各区分に該当する場合は、保育料が「保育認定（3号認定）保育料徴収金基準額表」の額から軽減されます。（※第1～2階層は無償化）

### (1) 第1子に対する軽減

同時に2人以上の弟妹が保育所等の就学前施設（注1）に入所等している場合  
⇒半額（所得制限なし） 町独自制度

### (2) 第2子に対する軽減

①第1子が保育所等の就学前施設（注1）に入所等している場合⇒半額  
（所得制限なし） 国制度

②第1子が小学生の場合

- ・市町村民税所得割課税額57,700円未満（第3階層～第4階層の一部）⇒**半額** 国制度
- ・市町村民税所得割課税額57,700円以上（第4階層の一部～第8階層）⇒**2/3** (**1/3を軽減**) 町独自制度

③第1子が中学生以上の場合（年齢上限なし）

- ・市町村民税所得割課税額57,700円未満（第3階層～第4階層の一部）⇒**半額** 国制度

(3) 第3子以降に対する軽減（保育料無料）

①同時に2人以上の兄弟が保育所等の就学前施設（注1）に入所等している場合

⇒**無料**（所得制限なし）国制度

②生計同一の兄弟（年齢上限なし）が2人以上いる場合で、市町村民税所得割課税額57,700円未満（第3階層～第4階層の一部）⇒**無料** 国制度

③18歳未満の兄弟が2人以上いる場合で、市町村民税所得割課税額57,700円以上169,000円未満（第4階層の一部～第5階層）までの世帯⇒**無料** 京都府制度

④小学生以下の兄弟が2人以上いる場合で、市町村民税所得割課税額169,000円以上（第6階層～第8階層）⇒**無料** 町独自制度

**（注1）きょうだいが就学前施設に入所等している場合**

きょうだい保育所のほか、幼稚園、認定こども園または児童発達支援等の施設に入所している世帯で上記に該当する場合は、多子世帯の軽減が受けられます。町立保育所以外の施設を利用している場合は書類等の提出による確認が必要となりますので、宇治田原町立保育所までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 町立保育所 Tel 88-6611  
Fax 88-3104  
子育て支援課 Tel 88-6636  
Fax 88-3231



## ● 幼稚園

「幼稚園」は、学校教育法に基づき満3歳以上の幼児に対して就学前教育を行うことを目的とする学校の一つです。

町内には私立幼稚園「うぐいす宇治田原幼稚園」が1か所あります。その他町外の私立幼稚園についても利用できます。詳しくは直接各園にお問い合わせください。



### ■ うぐいす宇治田原幼稚園

所在地：宇治田原町大字立川小字谷 100 番地

電話：0774-99-7777

URL：<http://www.uguisu.net/uzi.html>



\*うぐいす宇治田原幼稚園については、保護者の負担を軽減するため、月曜日から金曜日の週5回、町内の小・中学校と同じ献立で、学校給食共同調理場より配送して、給食を実施しています。また、うぐいす宇治田原幼稚園の給食費については、全額町が補助しています。



## ■ 幼稚園に対する補助制度

幼稚園教育の一層の普及充実を図るため、私立幼稚園に新たに就園する児童の保護者に対し、入園補助制度を設けています。  
交付額は、入園予定児 1 人に対し 1 回のみ、50,000 円が交付されます。

### • 対象となる方

宇治田原町に住所を有する、私立幼稚園に入園予定の子どもがいる保護者。

### • 申請に必要なもの

私立幼稚園入園補助金交付申請書

入園することを証する書類

振込先口座がわかるもの

印鑑

※入園後、6 か月以内に学校教育課に申請してください。

## ■ 預かり保育等を利用する場合

幼稚園の入所と併せて預かり保育等を利用し、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。（28 ページ参照）

幼稚園利用者の認定申請窓口は、学校教育課になります。

【お問い合わせ】 町教育委員会学校教育課

Tel 88-6612 Fax 88-3780

## ● 認可外保育施設等

認可外保育施設等とは、認可外保育施設のほか、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などをいいます。

無償化の対象となるためには、保育所、認定こども園などを利用できていない方で、保育の必要性の認定を受ける必要があります。（28 ページ参照）

認定申請窓口は、子育て支援課になります。

【お問い合わせ】 子育て支援課

Tel 88-6636 Fax 88-3231



## ひとり親家庭への支援

### ●児童扶養手当

離婚や死別などの理由により、18歳未満の児童（中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護しかつ生計を同じくしている父、又は父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。（父又は母が重度障がいの家庭も対象となります。）

#### ■支給制限

手当を請求する父又は母及び扶養義務者の所得が一定額（所得制限限度額）以上あるときは、手当額の一部又は全部が支給停止となる場合があります。

\* 所得制限限度額の算定については、扶養親族や諸控除の有無により異なりますので、事前にお問い合わせください。

#### ■支給月額（令和3年4月1日現在）

区分	支給対象児童1人	支給対象児童2人
全部支給	43,160円	53,350円
一部支給	10,180円～43,150円	15,280円～53,330円
全部停止	0円	0円

- ・第2子の加算額は、全部支給で10,190円が、一部支給では所得に応じて5,100円～10,180円の範囲で加算されます。
- ・第3子以降の加算額は、全部支給で6,110円が、一部支給では所得に応じて3,060円～6,100円の範囲で、それぞれ1人増えるごとに加算されます。

\* 手当の額は物価の変動などで変わることがあります。

\* 申請された月の翌月から手当が支給されます。

\* 手当は、奇数月に各2か月分（例えば5月は3,4月分）の支給となります。

支払月：1月・3月・5月・7月・9月・11月（各2か月分）



#### ■申請手続

認定請求書、戸籍（全部事項証明）、印鑑及び個人番号が確認できるものなど

\* 申請事由により別途必要となる書類がありますので、事前にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ●福祉医療（ひとり親家庭）制度

ひとり親家庭（父子・母子家庭）のお子さんとお父さんまたはお母さん、及び両親のいないお子さんなどが、健康保険証を使って医療機関を受診した場合に、窓口で支払われる自己負担額を支給します。

### ■対象となる方

宇治田原町に住所を有する、社会保険や国民健康保険などの健康保険に加入している方で、次に該当する方が対象となります。

- ・「生計を一にする父のいない児童」及び「その児童と生計を一にしている配偶者のない母」
  - ・「生計を一にする母のいない児童」及び「その児童と生計を一にしている配偶者のない父」
  - ・「両親（父母）のいない児童」
  - ・「両親（父母）のいない児童を扶養しておられる 20 歳未満の方」
- \* 「児童」とは、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方です。
- \* 「両親（父母）のいない児童」を扶養しておられる「配偶者のない」祖母、祖父、おば、おじ、姉、兄などの方も対象となる場合があります。

### ■申請手続き

「健康保険証」と「印鑑」をお持ちのうえ、健康対策課で申請してください。

- \* 対象者の判定に所得の情報が必要になります。未申告の方や、転入等により宇治田原町に所得の情報のない方は、前年中の所得の分かる書類の提出が必要になります。
  - \* その他、配偶者のない母または父等であることを証明する書類などが必要な場合があります。
- 申請後、後日「福祉医療費受給者証（ひとり親）」をお渡しします。

### ■医療機関等を受診するとき

京都府内の医療機関等を受診するときは、福祉医療費受給者証（ひとり親）と健康保険証を窓口へ提示してください。

### ■府外等で診療を受けたとき

交付申請日から「受給者証」を受け取るまでの間や、京都府以外の医療機関で医療を受けた場合は、一旦保険診療分の自己負担額をお支払い後、健康対策課で償還払いの手続きをしてください。



【お問い合わせ】 健康対策課  
Tel 88-6610 Fax 88-3231

## ●ひとり親家庭への給付制度（京都府独自制度）

京都府では児童手当等の給付制度に加えて、母子家庭・父子家庭に対する独自の給付制度を設けています。なお、同一児童に対して、いずれか一つの制度しか利用できません。（併給不可）

### ①母子家庭奨学金（母子家庭のみ対象（夫が重度の障がいの場合を含む））

#### ・対象児童

乳幼児から高校生（正規の修学年限内。専修学校の高等課程在籍者を含む）

\*夫が重度の障がい者の場合、夫の所得が児童扶養手当の所得制限限度額内であること。（申請者本人（母）への所得制限はありません。）

### ②交通遺児奨学金（母子家庭・父子家庭）

#### ・対象児童

乳幼児から高校生（正規の修学年限内。専修学校の高等課程在籍者を含む）

■支給額（1人あたり年額）\*①・②の給付金ともに同額

区分	奨学金	入学支度金（入学時のみ）
乳幼児	11,000円	/
小学生	21,500円	
中学生	43,000円	
高校生	64,000円	35,000円



\*継続して支給対象となる方であっても、毎年度申請が必要です。（4月1日から5月末まで。）申請が6月以降になった場合は、支給金額が月割りで支給されます。

\*年度途中に対象となった場合は、申請月の翌月から支給対象となります。

\*高校生入学支度金は、入学時に限ります。

### ■申請手続き

継続して対象となる方には、毎年度末に申請書をお送りしています。新規に対象となる方は子育て支援課窓口で申請書をお渡しします。申請にはひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明や学校長の在学証明書（高校生のみ）など、別途証明が必要となります。

この他に、高校への就学援助のための「高校生給付型奨学金」や経済的に困難な家庭の子が技能修得施設で修学する場合の「技能修得資金」があり、①及び②の給付制度との併給が不可となっていますので、申請について詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## 障がいのある子どもへの支援

### ●手帳の交付

お子さんに身体障がい、知的障がい、精神障がいがある場合は、保護者の申請により「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。各種サービスを受けるためには手帳の交付が必要な場合がありますので、詳しくは福祉課までご相談ください。

#### ■手帳の種類

##### 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、さまざまな支援を受けやすくするために交付されます。障がいの程度により1級から6級までに区分されます。

視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器機能などの障がい

##### 療育手帳

知的障がいのある方が、さまざまな支援を受けやすくするために交付されます。障がいの程度によりA（重度）、B（中度、軽度）に区分されます。知能指数と日常生活能力を総合的にみて判断されます。

##### 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患によって長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に交付されます。障がいの程度により1級から3級までに区分されます。

#### ■申請手続き

指定医師の「診断書」等が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福祉課

Tel 88-6635 Fax 88-3231



## ●特別児童扶養手当

身体又は精神に中程度以上の障がいを持つ、満20歳未満の児童を家庭において監護している父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している方に対して支給される手当です。

対象となる障がいの状態や申請手続きに係る必要書類等について、詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

### ■支給額（児童1人あたり 令和3年4月1日現在）

障がいの程度	月額
1級	52,500円
2級	34,970円

\*手当の額は物価の変動などで変わることがあります。

\*手当を受けようとする父母や扶養義務者の所得が一定額以上あると、支給が停止となります。

### ■対象となる障がいの状態の例

障がいの内容	手当の対象となるもの
知的障がい	療育手帳A及びBの一部（中度以上の発達障がい）
精神障がい	統合失調症などで日常生活に著しい制限が必要なものなど
視力障がい	おおむね身体障害者手帳3級以上
聴力障がい	
平衡機能障がい	平衡機能に著しい障がいを有するもの
そしゃく機能障がい	そしゃく機能を欠くもの
音声言語機能障がい	音声機能又は言語機能を喪失などのもの
肢体の障がい	おおむね身体障害者手帳3級以上（下肢の障がいについては4級の一部も相当）
内部疾患	長期にわたる安静を必要とする程度の状態であるものなど
人工肛門	人工肛門を増設し、かつ排尿障がいがあるものなど

\*申請には、医師の診断書が必要になります。

ただし、手帳をお持ちの場合は、診断書を省略できる場合があります。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ● 自立支援医療（育成医療）

身体上の障がいや疾患のある 18 歳未満の児童が、その障がいなどを取り除いたり、軽くするために、治療に必要な費用の一部を助成する制度です。申請手続き等について、詳しくは福祉課にお問い合わせください。

### ■ 対象治療

肢体不自由、視覚、聴覚、音声、心臓、腎臓、免疫機能、その他の障がい

### ■ 自己負担

前年の所得に応じて 1 か月当たりの負担の上限額を設定します。



【お問い合わせ】 福祉課  
Tel 88-6635 Fax 88-3231

## ● 障がい児通所支援（通所サービス）

障がい児通所支援とは、障がいのある児童が、通所により必要とするサービスを利用するための制度です。利用者は、利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結んでサービスを受けることができます。利用について詳しくは、福祉課にお問い合わせください。

### ■ 対象児童

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）等のため、通所による療育等の支援が必要な 18 歳未満の児童

### ■ サービス一覧

サービス	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児が対象で、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。

【お問い合わせ】 福祉課  
Tel 88-6635 Fax 88-3231

## ●福祉医療（重度心身障がい児）制度

重度心身障がい児が、健康保険証を使って医療機関を受診した場合に、窓口で支払われる自己負担額を支給します。

### ■対象となる方

宇治田原町に住所を有する、社会保険や国民健康保険などの健康保険に加入している方で、次に該当する方が対象となります。

- ・障害者手帳 1 級、2 級又は 3 級をお持ちの方
- ・療育手帳 A 又は B1 をお持ちの方

### ■申請手続き

「健康保険証」と「印鑑」をお持ちのうえ、健康対策課で申請してください。

\*対象者の判定に所得の情報が必要になります。未申告の方や、転入等により宇治田原町に所得の情報のない方は、前年中の所得の分かる書類の提出が必要になります。

\*申請後、後日「福祉医療費受給者証（重度心身障がい児）」をお渡しします。

### ■医療機関等を受診するとき

京都府内の医療機関等を受診するときは、福祉医療費受給者証（重度心身障がい児）と健康保険証を窓口へ提示してください。

### ■府外等で診療を受けたとき

交付申請日から「受給者証」を受け取るまでの間や、京都府以外の医療機関で医療を受けた場合は、一旦保険診療分の自己負担額をお支払い後、健康対策課で償還払いの手続きをしてください。

【お問い合わせ】 健康対策課  
Tel 88-6610 Fax 88-3231

## 相談したいとき

### ●臨床心理士による子育て相談

地域子育て支援センターでは、月1回臨床心理士による子育て相談を実施しています。子育ての悩み、不安、子どもの発達についての心配など、臨床心理士が対応しますので、お気軽にご相談ください。

- 実施日時 毎月第3月曜日（要予約）
  - \*祝日等により変更することがあります。
  - \*町広報紙で日程をお知らせしています。
  - \*保育士による子育て相談は随時お受けしています。



【お問い合わせ】地域子育て支援センター  
Tel 88-6622 Fax 88-6646

### ●子育てサービス利用支援事業

子育てサービスの利用支援のための相談窓口を開設しています。専門員が子育てについての様々な相談に応じ、情報提供をさせていただきます。子育て中の「困ったこと」「悩んだこと」「知りたいこと」など、お気軽にご相談ください。

- 対象となる方  
赤ちゃんを望む方、妊娠中の方、未就学児童とその保護者  
\*小・中・高校生についても各種情報を提供します。

- 場所  
宇治田原町地域子育て支援センター内

- 開設日時  
月曜日～金曜日  
(町広報紙でお知らせします。)  
午前8時30分～正午/午後1時～5時15分

\*予約は不要ですが、事前にご連絡いただければゆっくり相談に応じられます。



【お問い合わせ】地域子育て支援センター  
Tel 88-6622 Fax 88-6646

## ●発達サポート親子教室 「ちゃお」

お子さんが小さい集団の中でいろいろな遊びに挑戦したり、お友だちや大人とじっくり関わったりしながら、体や心の発達を伸ばしていこうとする教室です。また、保護者の方が安心して語り合ったり親子で楽しい時間を過ごしてもらったりする場にできたらと思っています。年齢によって、前期・後期の2クラスにわけて開催します。

ご利用について、詳しくは保健センターまでお問い合わせください。

クラス	対象となる方	開催日	開催時期
ちゃお（前期）	年長の発達のサポートが必要なお子さんとその保護者	週1回 木曜日	令和3年6月 ～10月
ちゃお（後期）	2歳～年中（5歳）までの発達のサポートが必要なお子さんとその保護者	週1回 木曜日	令和3年11月 ～令和4年3月

### ■場所

宇治田原町保健センター

### ■時間

午前10時～11時45分



### ■教室の流れ

時間	内容
午前10時～10時25分	自由遊び
午前10時25分～11時	朝の会
午前11時～11時30分	設定遊び
午前11時30分～11時40分	おやつ
午前11時40分～11時45分	終わりの会

※内容は変更することがあります。

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

## ●相談窓口一覧

相談の種類	担当者	内 容
発達相談	保健師	子どもの言語、身体、気になる行動など発達上の不安や子育ての悩みについて、相談に応じます。 ☎：子育て支援課Tel 88-6636
	発達相談員	
授乳育児相談	助産師	授乳のことから育児のことまで、幅広く相談に応じます。 ☎：子育て支援課Tel 88-6636
栄養相談	管理栄養士	離乳食、食事のメニューなど、食育の相談に応じます。 ☎：子育て支援課Tel 88-6636
子育て相談	保育士	子育ての悩みの相談に応じ、子育て不安解消のお手伝いをしますので、一人で抱え込まないでご相談ください。 ☎：地域子育て支援センター Tel 88-6622
	☎要予約 臨床心理士	子育てについて気になること、イライラやストレス、子育ての心配事の解決に向けて、専門的な相談ができます。(要予約) ☎：地域子育て支援センター Tel 88-6622
子育てサービス利用支援	利用者支援専門員	子育てサービスについて専門員が総合的に情報提供し、利用の支援や育児相談を行います。 ☎：地域子育て支援センター Tel 88-6622
障がい児支援		障がいのあるお子さんについて、障がい児福祉サービスや補装具の利用等、必要な情報を提供し、相談に応じます。 ☎：福祉課 Tel 88-6635
虐待相談		虐待かと思ったら、すぐにご連絡ください。 <b>児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189 (いちはやく)</b> ☎：子育て支援課 Tel 88-6636 次のようなときは、相談窓口にご連絡ください。 ・子育てに悩む親がいたら ・ご自身が出産や子育てに悩んだら ☎：子育て支援課 Tel 88-6636 地域子育て支援センター Tel 88-6622 または、各地域の民生委員・児童委員
DV相談		DV(配偶者やパートナーからの暴力)に関する相談に応じます。 ☎：京都府家庭支援総合センター Tel 075-531-9910 (DV相談専用) 京都府南部家庭支援センター Tel 0774-43-9911 (DV相談専用) 福祉課 Tel 88-6635

## 子どもの事故・病気

### ● 急な病気やけが

子どもはいつ病気にかかるかわかりません。京都府では、看護師又は小児科医師が電話相談に対応する「小児救急電話相談事業」を実施しています。夜間・休日・早朝など病院の開いていない時間帯に、急病やけがなどで子どものことが心配になった場合には、お気軽にご相談ください。

#### ■ 相談時間

午後 7 時から翌朝 8 時

\* 土曜日（祝日・年末年始を除く）は午後 3 時から翌朝 8 時

#### ■ 利用方法

固定・携帯電話から【#8000】番でご利用いただけます。

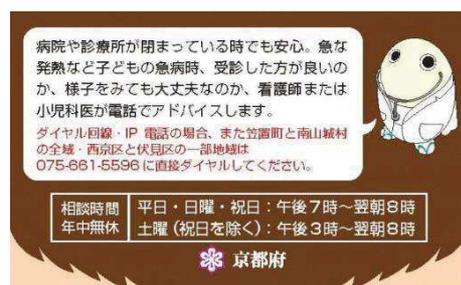
\* ダイヤル回線、IP 電話の場合は、075-661-5596 に直接ダイヤルしてください。

#### ■ 啓発用カード配架場所について

「#8000」の普及のため、名刺サイズの啓発用カードがあります。保健センターや、地域子育て支援センター、保健所、医療機関等に配架しています。



(カード表)



(カード裏)

#### ■ 救急の電話相談窓口

救急車が必要かどうか迷ったとき、電話相談窓口でご相談いただけます。

【#7119】または【0570-00-7119】番でご利用いただけます。

ただし、この電話はあくまで看護師等による相談・助言を目的とするものです。緊急だと思ったときは、ためらわず119番で救急車を呼んでください。

## ● 休日応急診療

休日、年末年始に受診できます。診察時間等は必ず事前に電話にてご確認ください。

### ■ 京田辺市休日応急診療所

住 所 : 京田辺市田辺 78 (京田辺市保健センター内併設)

電 話 : 0774-63-2662

診療科目 : 内科・小児科

診療日 : 日曜・祝日・振替休日・年末年始(12月31日~1月3日)

診療時間 : 午前9時~午後3時

\* 受付は午前8時30分~午後2時30分



### ■ 八幡市立休日応急診療所

住 所 : 八幡市八幡園内 73-3 (八幡市母子健康センター1階)

電 話 : 075-983-3001

診療科目 : 内科・小児科

診療日 : 日曜・祝日・年末年始(12月31日~1月3日)

診療時間 : 正午~午後6時

\* 受付は午前11時30分~午後5時30分

### \* 町内医療機関一覧(参考)

医療機関名	電話番号	住 所	診療科	診療時間	休 診
山口医院	88-5889	銘城台 7-1	内科・循環器科	午前8時30分~ 正午 午後5時~8時	土午後 木・日・祝
大東医院	88-2041	郷之口上柳原 9-1	内科・循環器科・小児科・皮膚科	午前9時~正午 午後6時~8時	火・木午前 土午後 日・祝
有田医院	88-1031	緑苑坂 3-7	内科	午前9時~正午 午後4時~7時	土午後(第 2・4土終 日) 水・日・祝
神田歯科 診療所	88-2412	荒木前川原 20-1	歯科	午前9時~正午 午後4時~8時	水・土午後 日・祝
廣岡歯科 医院	88-4808	岩山丸山 1- 34	歯科	午前9時30分~ 11時30分 午後3時~8時	水・土午後 日・祝
中川歯科 医院	88-5489	銘城台 10-5	歯科	午前9時30分~ 午後0時30分 午後3時~8時	水・土午後 日・祝

## 働くママ・パパを応援

### ●各種支援制度

出産後も仕事を続けたい、子育てが落ち着いたら職場に復帰したいなど、仕事と育児の両立を目指すお母さん、お父さんをサポートするための制度があります。

名称	内容	対象	賃金等
産前・産後休業 (産休)	事業主に請求すれば、6週間(多胎妊娠の場合は14週間)の産前休業がとれます。出産の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週間経過後に、医師が認めた場合は、請求することにより就業できます。予定日より遅れて出産した場合、予定日から出産当日までの期間は産前休業に含まれます。なお、実際の出産が予定日より遅れて産前休業が延びたとしても、産後8週間は「産後休業」として確保されます。	産前・産後の女性労働者	有給・無給は事業主によって異なります。事業主の申請により休業期間中の健康保険や厚生年金保険の社会保険料が免除(育児休業中も同じ)されます。 
育児休業	養育する子が満1歳(保育所等に入所できない等一定の場合は満1歳6ヵ月、それでも保育所等に入所できない等の理由がある場合2歳)の誕生日を迎える前日まで申請により取得できます。父母がともに育休を取得する場合は、1歳2ヵ月まで延長されます(パパ・ママ育休プラス制度)。父・母1人ずつが取得できる休業期間(母親は産後休業期間を含む)の上限は1年間です。1人の子どもについて父・母とも原則1回取得できますが、育児休業開始予定日の1か月前までに会社に申請する必要があります。父親については、出生後8週間以内に育休を取得した場合、特例で再度、育休を取得することができます。	原則として1歳未満の子どもを養育する男女労働者	有給・無給は事業主によって異なります。雇用保険に加入している方が育児休業をした場合に育児休業給付を受けることができます。 *期間の定めのある労働契約で働く方は、育児休業申出時点において、以下の要件を満たすことが必要です。(日々雇用の場合は取得できません。) ①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている。 ②子どもが1歳6ヵ月(2歳までの育児休業の場合は2歳)に達する日までに、労働契約の期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでない。

名称	内容	対象	賃金等
育児時間	事業主に請求すれば、原則として1日2回、(労働時間が1日4時間を下回るような場合には1日に1回)最低でも各30分取得できます。勤務時間の始めまたは終わりにまとめて取ることもできます。	1歳未満の子どもを養育する女性労働者	有給・無給は事業主によって異なります。
育児休業給付	満1歳未満の子を養育するために休業した雇用保険の被保険者が一定の要件を満たした場合に支給されます。育児休業を取得しやすくするとともに、その後の円滑な職場復帰を援助・促進し、職業生活の継続を支援する制度です。	原則として雇用保険被保険者の期間が1年以上の方	事業主を通じてハローワークに請求します。受給資格や給付金の支給率などの詳細はハローワークまでお問い合わせください。 ・ハローワーク宇治 Tel: 0774-20-8609
子の看護休暇	小学校就学前の子の病気やケガ、予防接種、健康診断等の際に、申し出により取得できます(年度内に5日を限度。なお、対象となる子が2人以上の場合は年度内10日を限度)。	小学校就学前の子どもを養育する労働者	有給・無給は事業主によって異なります。

\* 会社の制度が法律の内容を上回っていたり、独自の支援制度があることも考えられますので、各種制度の対象となるか、必要な手続きなどについて、まずは勤務先に確認してください。

\* 休業の取得などで勤務先とトラブルになったり、法律の内容について詳しく知りたい時は勤務先がある都道府県の労働局雇用均等室に相談することができます。

・ 京都労働局雇用環境・均等室      Tel: 075-241-3212

\* その他、妊娠中から育児期間に利用できる支援制度があります。

#### ■ 厚生労働省ホームページ

- ・ 働きながらお母さんになるあなたへ

(妊娠、出産、育児と仕事の両立に関する情報をやさしく解説)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174115.html>

- ・ 育児休業や介護休業をすることができる有期契約労働者について

(育児休業等の対象となる有期契約労働者の範囲について解説)

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji\\_h29\\_10\\_01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h29_10_01.pdf)

- ・ 育児・介護休業法のあらまし(育児・介護休業法の詳しい解説)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103504.html>

## ●子育て中の求職支援

子育てもひと段落したので働きたい、自分のもっている資格や経験を活かしたいなど、子育てしながら就職を希望している方のために、就職支援や仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供を行っています。

名 称	内 容	所在地・お問い合わせ
ハローワーク宇治 「マザーズコーナー」	子育てしながら「働きたい」パパ・ママを応援するコーナーがあります。子ども連れでも安心して相談できます。担当制で相談に応じるため予約が必要です。待ち時間がなく、じっくりと相談できます。	宇治市宇治池森 16-4 TEL：0774-20-8609 <b>(要予約)</b> 月～金 8：30～17：00 (土・日・休祝日・年末年始は休み)
京都ジョブパーク 「マザーズジョブカフェ」	すべての女性の「働きたい」という思いに応える総合窓口です。子育て中やひとり親家庭のママなど、一人ひとりのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援します。参加費無料のセミナーや資格取得の講座などを開催しています。 保育ルーム（要予約）、キッズコーナーもあります。	京都市南区東九条下殿田町70（新町通九条下ル）京都テルサ東館 2 階 TEL：075-692-3445 利用時間 月～土曜日 午前9時～午後5時 <a href="http://www.pref.kyoto.jp/mothersjobcafe/">http://www.pref.kyoto.jp/mothersjobcafe/</a> 

### ■参考ウェブサイト（厚生労働省委託事業）

- ・両立支援のひろば（会社の仕事と育児の両立支援の取組を紹介）  
<http://ryouritsu.mhlw.go.jp/>
- ・イクメンプロジェクト（育てる男が、家族を変える。社会が動く。）  
<http://ikumen-project.mhlw.go.jp/>



## その他の子育て情報

### ●宇治田原子育て応援アプリ『母子モ』

電子母子手帳アプリ『母子モ』は、忙しいパパママの妊娠から出産、子育てをまとめてサポートする子育て応援のためのアプリです。

複雑になりがちな予防接種や健診のスケジュールを、簡単にアプリ上で管理することができます。また、お子様の成長日記や写真を記録できるほか、月齢に合わせた“お役立ちアドバイス”や地域の子育て情報などもご覧いただけます。

- ※「母子モ」アプリは、アプリストアから無料でダウンロードできます。  
(通信料は、別途必要になります。)

「母子モ (ボシモ)」で検索  
もしくは QR コードで  
Web 版はこちらから  
URL <https://www.mchh.jp>



### ●きょうと子育て応援パスポート

子育て家庭を社会全体で応援するため、企業・店舗等、京都府、市町村が協働して取り組んでいます。子育て家庭にパスポートを発行し、協賛店舗が様々なサービスを提供することを通して、子育てを応援する取組です。ステッカーが掲示された協賛店でパスポートを提示すると、各店の独自のサービスを受けることができます。パスポートはスマートフォンやパソコンから入手できます。カード型のパスポートは、子育て支援課でもお渡ししています。

- 利用できる方  
京都府在住で
  - ・18歳未満のお子さんがおられる家庭  
(18歳に達した年度末まで有効)
  - ・妊娠中の方がおられる家庭



- 詳しくは  
京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/kosodateouen/>  
きょうと子育て応援パスポートアプリ&サイト「まもっぷ」

<http://mamop.jp/>

【お問い合わせ】 子育て支援課  
Tel 88-6636 Fax 88-3231

京都府の妊娠・出産・子育て支援情報ポータルサイト

## ●きょうと子育てピアサポートセンター



京都府内各市町村の子育て支援情報を、パソコンやスマートフォンから年齢や目的に応じて簡単に検索できるポータルサイト。「妊娠・出産や子育てについて相談できる窓口が知りたい」「子どもと出かけられるイベントを知りたい」という方、また「子育て支援にかかわってみたい」という方にも役立つ情報が見つまっていますので、ぜひご利用ください！ スマートフォンの方は下記 QR コードからもアクセスできます。

子育てピア

検索



Facebook でも

最新情報を発信しています♪

<https://kyoto-kosodatepia.jp/>

【お問い合わせ】きょうと子育てピアサポートセンター  
(京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室)  
Tel 075-692-3444

## ●社協ボランティア「おもちゃ病院」

壊れて動かなくなったおもちゃを、おもちゃ修理ボランティアの方に修理していただけます。修理代は無料ですが部品代が必要な場合もあります。

受付：第2日曜日の午前10時から正午 町総合文化センターロビー

【お問い合わせ】 町社会福祉協議会  
Tel 88-3294 Fax 88-4094

## 子育てのヒント

乳児は、しっかり肌を離さず。  
幼児は、肌を離して手を離さず。  
児童は、手を離して目を離さず。  
少年は、目を離して心を離さず。



### 子どもの発達と安全



どの時期に、どんな事故が起こりやすいかを知っておくことで事故を未然に防ぐことができます。



**【0か月～ネンネの頃】**  
じっと寝ているものと思っているのは間違いです。頭の向きを変えたり、手足をバタバタさせたりしています。  
窒息（布団）・やけど（ミルク）  
転落（抱っこやクーハン）



**【6か月～お座りができるころ】**  
視界が広がり興味の対象に手を伸ばし口で確認します。  
誤飲（小さな物を口に入れる）・転倒（お座りから倒れる）・やけど（熱いお茶など）

「まだしない」のではなく「もうすぐする」という気持ちで安全で過ごせるよう部屋の中を片付けておきましょう

### 【寝返り～5か月の頃】

かなりの移動が可能。腹ばいで物をつかんだりなめたりします。

誤飲（床に落ちている物）・やけど（寝返りで移動しストーブに、テーブルクロスを引っ張って熱いものを落とす）・転落（柵のないベッドやソファ）

### 【9か月～はいはい・つかまり立ちの頃】

行動範囲が広がり、好奇心旺盛。後追いも始まります。

誤飲（テーブルの上のたばこや吸い殻）・転倒（階段や玄関、ベビーカーで立ち上がり）・溺水（湯船）  
けが（家具の角にぶつかる）やけど（炊飯器、ポット、鍋）

### 【1歳～つたい歩き・あんよの頃】

歩行は不安定ですが、手先が器用になってきます。ママの言うことがわかり始めます。

転倒（カーペットの段差）・やけど（炊飯器、

### 【自動車関連の事故】

チャイルドシートを装着しましょう。  
車内放置による熱中症に注意しましょう。





上手にしつけるには・・・



【子どもは親のすることをまねして育つ】

子どもは周りの人、特に親のすることを見て学んでいきます。

子どもにしてほしいことの見本を示すことが大事です。

【むやみに「ダメ!」というより、やってほしくないことはできないようにすること】

やってほしくないことをしたら、他のものを与えて注意をそらしましょう。

物を投げるのに興味を持てば、ミニカー等よりお手玉など「投げてもいいもの」

に変えましょう。場所も「いけない場所」と「いい場所」をはっきり決めましょう。

理由も説明するといいですよ。

【いい子にしているときにほめるのが、しつけのコツ】

子どもはほめられることによって、よい振る舞い方を学んでいきます。

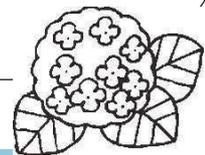
【成長に合わせたしつけをしましょう】

1歳くらいまで・・・赤ちゃんが安心できるように見守り、親子の信頼関係を築きましょう。

1～2歳くらい・・・いやいや期に入ります。親は忍耐強く構え、同じことを何度も何度も繰り返し言い聞かせ、見本を示してあげましょう。

2～3歳くらい・・・仲よく遊んだりするには親の助けが必要です。

3～5歳くらい・・・簡単なルールを守れるようになるので、正しいことを教え、間違ったことをしたときは、次からどうすればいいか子どもに考えさせることが必要です。



**基本的な生活リズムが身につく3原則!**

**食べて、動いて、よく寝よう!**

1歳を過ぎたころから「早起き早寝」の習慣をつけていくと、睡眠時間も決まり、子どもも大人も気持ちよく生活できるようになり、トラブルも少なくなります。大人の時間ではなく子どもの体内時間に合わせましょう。

朝陽を浴びて起きること

日中、動くこと

夜、早く寝ること

朝、食べること

年齢等により午睡も必要になります

# 手遊び・わらべうた “うた”

## 【このここのこ】

向かい合って手をつなぎ、揺れながらうたいます。

「このここのこかっちゃんこ このこ〇〇ちゃんかっちゃんこ  
こんにちは」

〇〇に子どもの名前を入れ、「こんにちは」でおじぎします。

## 【いっぼんばしこちょこちょ】

向かい合って子どもの手のひらを下に向けて持ち、もう一方の手の指を手の甲にのせて歌に合わせて動かします。

「いっぼんばしこーちょこちょ 叩いて つねって  
なでて 階段のぼって降りて 裏からまわって  
こちょこちょこちょ」

「階段」は腕をトントンしながら肩のほうに上がっていき、「裏から」は脇の下などをくすぐります。



「ドスン!」のタイミングを外したり、強さは子どもの年齢により変えると楽しいです。

## 【おすわりやす いすどっせ】

足を伸ばして座り、その上に子どもを座らせ、歌いながら上下に揺らす。「ドスン!」で股を開いて落とします。

「おすわりやす いすどっせ あんまりのったら  
こけまっせ ドスン!」

## 【じゃんけんあそび】

身振りをつけながら歌い、じゃんけんして遊びます。

勝ち負けがわからなくても楽しい。

「やなぎの下には おばけが うーうー  
おばけのあとから おけやさんが おっけおっけ  
おけやさんのあとから おまわりさんが えっへんぷー  
おまわりさんのあとから いたずらぼうずが じゃんけんぽん!」

両手を下に垂らして、おばけの格好をする

片手をグーにしてもう方手のひらをたたく

両手を胸前で組み、いばったポーズから片方の手を立てる

両手を胸前でぐるぐる回してじゃんけんする

